

# 危険ブロック塀等除去に対する補助金について

6月18日、大阪北部地震の影響で、ブロック塀の倒壊による事故が発生しました。この地震だけではなく、ブロック塀の倒壊などの被害は各地で発生しています。  
 国東市では、地震発生におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害を未然に防ぎ、避難経路を確保することを目的として、危険なブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助します。

- 補助対象となる塀の構造  
 コンクリートブロック造、れんが造、石造、その他組積造等
- 補助要件  
 1. 道路に面するもの(国道、県道、市道等)  
 2. 高さ1m以上のもの(道路地盤面から1m以上)  
 3. ひび割れまたは傾きが認められるもの  
 上記1～3の要件をすべて満たし、国東市が危険であると確認したもの  
 その他、危険性があると国東市が判断したものも補助対象とする。
- 補助金額  
 除去に要する費用の1/2以内(上限10万円)
- 募集期限 平成30年12月末  
 ※事前に市の職員が調査に伺います。お気軽にご相談ください。

## その他建物に対する補助金について

### ■ 耐震診断

木造住宅の耐震診断を所有者負担定額5,500円(審査手数料)で行います。  
 (\*家の形が複雑、築年数が極端に古いなどの場合、別途費用がかかる場合もあります。)

- 対象 昭和56年5月31日以前に建てた木造戸建て住宅
- 補助金額 全額補助
- 募集期限 平成31年1月末

### ■ 耐震改修

耐震診断により、改修が必要になった木造住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助します。

- 対象 耐震診断を行ったもので、結果が評点1.0未満のもの
- 補助金額 経費(補強実施設計、工事監理含む)の2/3以内(上限80万円)
- 募集期限 平成30年12月末

### ■ アスベスト含有調査

吹付建材にアスベストが使用されているおそれのある民間建物について、所有者が含有の有無を調査する費用の一部または全部を補助します。

- 補助金額 かかった費用全額(上限25万円)
- 募集期限 平成30年12月末

※全て事前に申請・審査が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳しくは財政課までお問い合わせください。

【問合せ先】 財政課 財産活用係 ☎0978-72-5165

# 平成31年度就学援助費の申請受付を行います

経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校(義務教育)への就学が困難と認められるご家庭に対し、学用品費・新入学用品費(入学前の3月に支給します)・修学旅行費・学校給食費等の一部を援助します。申請方法など詳しくは、各学校または教育総務課へお問い合わせください。

- 対象
  - ・生活保護法の適用が受けられなくなった世帯や市民税の非課税世帯等。
  - ・保護者の職業が不安定で経済的に困窮している世帯。
  - ・諸般の理由により収入が少なくなり、就学が困難と認められる世帯。  
 ※収入制限があります。詳しくはお問い合わせください。
- 提出先 対象児童・生徒の通学する小学校・中学校
- 申請期限 11月30日(金)

【問合せ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0978-73-0066

# 秋季全国火災予防運動 11月9日～15日

平成30年度全国統一防火標語

## 「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、また火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

日頃から、一人ひとりが火を取り扱うことに責任感をもっていただき、火災予防に努め安心・安全な国東市を目指して火災予防思想の普及に努めてください。

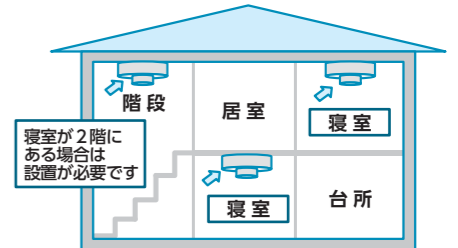
## 住宅防火7つのポイント

- 3つの習慣
  - 1 寝たばこは、絶対にやめる
  - 2 ストープは、燃えやすいものから離れた場所で使用する
  - 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 4つの対策
  - 1 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する
  - 2 寝具、衣類及びカーテンから火災を防ぐために、防災品を使用する
  - 3 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する
  - 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

## 住宅用火災警報器を必ず設置しましょう!!

国東市は平成23年6月から一般住宅への住宅用火災警報器の設置が義務になっています。いま一度、家の中を確認し住宅用火災警報器が設置されているか確認しましょう。

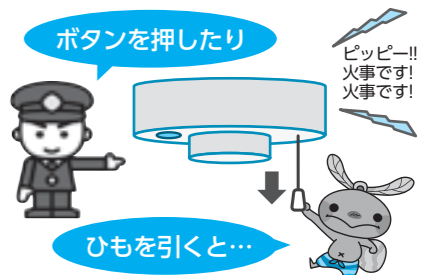
設置場所はこのように決められています。



## 住宅用火災警報器の寿命はおおよそ10年です!

古くなった住宅用火災警報器は電池切れや故障などによって煙を感知しなくなる恐れがあるため大変危険です。電池のみの交換もできますが、本体内部の劣化も考えられるので本体の交換をおススメしています。

電池切れや故障を早期に見つけるためにも、1か月に1回は次の図を参考に作動確認をしましょう。



ボタンを押したり、ひもを引いて音がしっかり鳴る事を確認しましょう。

## 火災予防の徹底を!!

屋外での焼却は法律により原則禁止されています!  
 火災と紛らわしい煙等を発生させる場合はあらかじめ消防署へ届出が必要です。

この届出は火災と間違えないためのものであり、消防署が焼却を許可するというものではありませんので十分ご注意ください。

今年は例年に比べ火災が多く発生しています。  
 火災を未然に防ぐためにも、常日頃から防火に対する意識を持ち火災予防の徹底をお願いします。



## 平成30年1月から9月30日までの出動件数

 <b>火災出動は</b> <b>24件</b> 昨年同期は15件	 <b>救急出動は</b> <b>1,107件</b> 昨年同期は1,113件	 <b>救助出動は</b> <b>20件</b> 昨年同期は12件
--	--	--

【問合せ先】 国東市消防本部 ☎0978-72-1101